平成２７年（フ）第３５８号
愛知県江南市高屋町御日塚189番地
債務者　美齊津孝志
1　決定年月日時　平成28年１月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
名古屋地方裁判所一宮支部
平成２８年（フ）第７号
愛知県一宮市北今字川原29番地14
債務者　今井　典子
1　決定年月日時　平成28年１月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
名古屋地方裁判所一宮支部
平成２８年（フ）第１号
京都府京丹後市大宮町久住411番地
債務者　中井　訓夫
1　決定年月日時　平成28年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
京都地方裁判所宮津支部
平成２７年（フ）第２９７号
香川県高松市植松町274番地　県住21―202
債務者　藤本　輝雄
1　決定年月日時　平成28年１月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係
平成２７年（フ）第２１０号
高知市一宮西町１丁目25番17―１号
債務者　井上　　誠
1　決定年月日時　平成28年１月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
高知地方裁判所破産係
平成２７年（フ）第１１８号
福岡県飯塚市横田252―２―103（住民票上の住所　福岡県北九州市戸畑区沢見１丁目４番11―401号）
債務者　三重野駿弥
1　決定年月日時　平成28年１月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部
平成２８年（フ）第１号
福岡県大牟田市新勝立町２丁目１番地１　勝立市営住宅４棟13号
債務者　末藤　龍実
1　決定年月日時　平成28年１月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
福岡地方裁判所大牟田支部
平成２７年（フ）第４３号
徳島県三好市三野町芝生1270番地70　三野芝生南団地（北）２―102号室
債務者　片桐　洋二
1　決定年月日時　平成28年１月26日午前10時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月23日まで
徳島地方裁判所美馬支部
平成２７年（フ）第６３０号
千葉県野田市清水197番地の44
債務者　上村　明子
1　決定年月日時　平成28年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月24日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部
平成２７年（フ）第６６７号
千葉県松戸市二十世紀が丘戸山町84番地の２
債務者　清水　淳子
1　決定年月日時　平成28年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月24日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部
平成２７年（フ）第６８３号
千葉県松戸市栄町６丁目430番地の４　松戸荘
債務者　深澤　吉雄
1　決定年月日時　平成28年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月24日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部
平成２７年（フ）第６８６号
千葉県松戸市六高台２丁目16番地　タウンハウス松戸４棟３号
債務者　津田　康子
1　決定年月日時　平成28年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月24日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部
平成２７年（フ）第６９４号
千葉県柏市柏３丁目11番23号　コーポブルーメ102号
債務者　藤木　芳和
1　決定年月日時　平成28年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月24日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部
平成２８年（フ）第５号
北海道苫小牧市字勇払132番地　公住２―405号
債務者　川上　恵理
1　決定年月日時　平成28年１月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月25日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部
平成２８年（フ）第６号
茨城県日立市久慈町６丁目１番12号
債務者　伊藤　栄子
1　決定年月日時　平成28年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月25日まで
水戸地方裁判所日立支部
平成２７年（フ）第１８５９号
愛知県津島市柳原町４丁目24番地１　メゾンコスモⅡ103号、従前の住所愛知県津島市米之座町２丁目９番地２　かすが荘５号
債務者　猪飼　妙子（旧姓飯田）
1　決定年月日時　平成28年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部
平成２７年（フ）第１９１８号
愛知県知多市新舞子東町１丁目８番地の10
債務者　今城　　実
1　決定年月日時　平成28年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部